

## 令和3年度 第11回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和4年2月10日（金）午後3時
2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室
3. 出席委員：農業委員 8名 農地利用最適化推進委員 0名
  - 1番 藤 平 清 子 君
  - 2番 小 泉 治 久 君
  - 3番 柳 生 利 幸 君
  - 4番 浅 野 敬 司 君
  - 5番 吉 田 和 嗣 君
  - 6番 島 田 辰 男 君
  - 8番 横 張 清 彦 君
  - 9番 青 山 和 泉 君
4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君 10番 山崎久司 君  
農地利用最適化推進委員
  - 1番 渡邊 通 君
  - 2番 吉田一男 君
  - 3番 山崎 明 君
  - 4番 小見川 清 君
  - 5番 小松崎秀昭 君
  - 6番 福岡みつ子 君
  - 7番 諏訪原早苗 君
  - 8番 野口裕司 君
  - 9番 栗山 繁 君
  - 10番 大塚康夫 君
5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名  
第2
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
  - 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について  
  - 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
  - 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
  - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - 報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他
6. 農業委員会事務局
  - 農業委員会事務局長 吉田 恭久 君
  - 農業委員会事務局 久保田義和 君
  - 農業委員会事務局 関山 学 君

## 7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が欠席ですので、会長代理が議長になる。

議長： 本日の出席委員は8名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番浅野敬司委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

### <議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、2件の申請がありました。整理番号2番につきましては、昨日行われた現地調査の際に譲受人立会のもと、本申請に至った経緯等の話がありましたが、当人より申請の取下げの申出があり、(本日付で受理いたしましたので、)審議案件から除かせていただきます。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日1月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、5筆、面積合計が125a㎡、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、いずれも〇〇を起点に南東へ約400m(最初の3筆)、南西へ約250m、北北西に約500mにそれぞれ位置しております。作付予定作物は水稻です。いずれも農振農用地区域内の農地で、農地所有適格法人の要件を満たしております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員お願い致します。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、いずれも耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について整理番号1番の採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### <議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、3件の申請がありました。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日1月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6aです。契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北へ約50mに位置しており、周囲には宅地や山林等が点在し、小集団の農地であり、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。選定にあたっては候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

事業計画は、455Wのパネルを153枚設置、造成計画については、現状のまま利用。周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。過去の許可済地においても、未着手の案件はありません。他法令につきましても、文化財保護法の届出済で、周知の包蔵地内ではありますが町教育委員会が工事立会として取り扱われています。

整理番号2番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。契約内容は所有権移転贈与です。申請地は〇〇から東へ約500mに位置し、農振農用地区域内ではありますが除外見込みであり、除外後の農地区分につきましては、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は道路に接しない箇所へ防護柵（CB3段積にフェンス）を設けます。用排水計画は、地下水くみ上げ、雨水は敷地内に浸透枡を設置、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金調達は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります（夫と長男との3人連名）。文化財保護法につきましても、周知の包蔵地には含まれておりません。

整理番号3番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が27aです。契約内容は一時転用です。申請地は〇〇から南西へ約350mに位置し、周囲は圏央道により分断され、小集団の農地であり、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

圏央道阿見高架橋工事受注に伴うもので、過去の許可済地とは別に、工事現場に隣接する場所において作業員の休憩所等を含めた資材置場が新たに必要となったことによるものです。現状地盤に土木シートを敷き、その上に鉄板敷設のうえ、雨水を自然浸透させます。利用面積の内訳は休憩所、仮設トイレ、倉庫、駐車場、資材置場及び通路等24aになります。

以上3件につきまして、整理番号2番は、農振農用地区域の除外及び県南県民センター建築指導課との調整の上、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理場号2番を8番横張清彦委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員、お願い致します。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界も問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、分筆された土地であり隣地境界は問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画の内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### <議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

今回は、2 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。なお、整理番号 2 番につきましては、昨日の現地調査において、申請者代理人立会のもと非農地の範囲について協議し、分筆を行うよう指導しましたので審議は行いません。提出された証明願については、後日返還する予定です。

整理番号 1 番、申請日 1 月 2 1 日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 2 4 a です。願出地は、〇〇から北東に約 700m に位置しており、国土地理院の航空写真から、非農地になって 20 年以上が経過し、かつ違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。また、平成 5 年 5 月 12 日付で売買予約の仮登記が設定されており、地目を変更して本登記するために必要としています。

簡単ですが以上になります。ご審議の程よろしく願います。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 5 番吉田和嗣委員願います。

5 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、既に原野化していて、耕うん機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第 3 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

事務局： 整理番号2番が9番青山和泉委員に、整理番号16番が8番横張清彦委員に関連しますので退出をお願いいたします。

議長が退出となりますので、新たに議長を選出しなければなりません。議長について、事務局指名でよろしいでしょうか。

（「意義なし」との声あり）

全員異議なしにより、小泉治久委員に議長をお願い致します。

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

今回の申請は、整理番号1番から31番、地目は田で32筆、272a、地目は畑で25筆、618a、面積合計890a、貸し手30名、借り手2社と15名、賃貸借20件、使用貸借11件、新規設定13件、再設定18件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（9番青山和泉委員、8番横張清彦委員入室）

議長交代

＜議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について＞

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から24番、24筆、面積合計547a、貸し手14名、借り手4社です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は3件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は11件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

#### <その他>

事務局： その他(事務連絡)

##### ①今後の予定

3月10日(木) 午後2時から 標準賃金検討委員会

定例総会後 農業委員会だより編集委員会

##### ②現地調査及び総会の予定

3月現地調査 3月9日(水) 当番農委 6番島田辰男委員

当番農委 8番横張清彦委員

3月定例総会 3月10日(木) 午後3時から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印